

	<h2>50. 鳥類保護章</h2>	★ 考査員認定	
---	--------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) その地方にすむ鳥類10種以上の名称、形態、習性を知ること。(渡り鳥を含む)	口述または記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥の地方性を認識している。</li> <li>スケッチ、写真などを提出できればよい。</li> </ul>
(2) 鳥類の保護、禁猟期及び、禁猟区についての法規を知ること。	口述または記述	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛鳥週間、天然記念物の鳥、国際的な保護体制、ラムサール条約などについても理解していること。</li> </ul>
(3) 農業及び林業に害を与える昆虫、雑草の種、または野ネズミなどを捕獲、駆除する鳥類について、その10種以上の名称、形態、色彩、生態、分布を簡単に記述した表を作成すること。	報告書の提出	—
(4) 3つの異なる生息地(野原、林野、農地、沼沢、川岸、海岸など)のそれぞれにおいて、1種以上の鳥の生態を観察し、写真またはスケッチを付した観察記録を作成すること。	報告書(観察記録)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3)と並行して行うとよい。</li> <li>添付するのは写真よりスケッチが望ましい。</li> </ul>

参考資料:ボーイスカウト日本連盟「自然愛護」